

## (仮称) 幕別町保育の必要量の支給認定に関する基準を定める条例骨子案

### 1 趣旨

子ども・子育て支援新制度では、保育所入所判定と一体化していた「保育に欠けること」の認定を、入所判定とは独立した手続として行い、「保育が必要なこと」の認定を行うこととなります。

この「保育の必要性」の認定にあたっては、客観的基準に基づき子ども一人一人につき「保育の必要があるかどうか、保育は1日につき保育標準時間（11時間程度）か短時間（8時間程度）の利用なのか等」の認定を市町村が行い、認定証を交付することとなります。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づき施設を選択し、保育の必要がない場合は直接施設に、保育の必要がある場合は原則市町村に利用を申し込むこととなります。

保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要量の認定）については、国で基準を定めておりますが、実際の運用に当たっては、本町として基準を定める必要があるとされております。

### 2 認定区分

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	保育所
		2号認定（保育短時間）	
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	保育所・地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

### 3 保育認定の基準について

#### 【現行】

児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、幕別町保育実施条例で保育の実施基準を策定

#### 【新制度】

保育の必要性を認定するに当たり、国が以下の3点について認定基準を策定

- ① 「保育の必要性の事由」  
保護者の労働又は疾病その他の政省令等で定める事由
- ② 「保育の必要量の区分」  
保育標準時間又は保育短時間という保育の時間的必要量の区分
- ③ 「優先利用」  
ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

#### 4 基準案

項目	方針の内容		
	国の基準	町の基準	町の考え方
保育の必要性の事由	<p>1 保育が必要な事由 以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 就労（フルタイムのほか、パートタイムなど基本的に全ての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。）。居宅内の労働（自営業・在宅勤務等）を含む。）</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間もないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっていること。</p> <p>(4) 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること。</p> <p>(5) 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) 求職活動（起業準備を含む。）</p> <p>(7) 就学（職業訓練校等での職業訓練含む。）</p> <p>(8) 虐待やDVのおそれがあること。</p> <p>(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。</p> <p>(10) その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	国の基準と同じ	国の方針のとおり
保育の必要量の区分	<p>1 保育標準時間 1日11時間まで保育利用可能（就労時間の下限は、1週間当たり30時間程度）</p> <p>2 保育短時間 1日8時間まで保育利用可能（就労時間の下限は、1箇月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める。）</p>	<p>○保育標準時間は1日11時間まで保育利用可能（1箇月あたり120時間以上）</p> <p>○保育短時間は1日8時間まで保育利用可能（1箇月あたり1時間以上120時間未満）</p>	<p>○保育標準時間は、国の方針のとおり</p> <p>○保育短時間は、国の方針に準拠するが最低就労時間を現行と同様とする。</p>
優先利用等	<p>1 ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等については、優先利用を可能とする。</p>	国の基準と同じ	国の方針のとおり